平成２３年（フ）第１１９１４号
埼玉県さいたま市北区宮原町３丁目285―１
サンロイヤルレジデンス３―601
破産者　佐藤　昭二
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９４３号
埼玉県久喜市高柳1391―１　小島方
破産者　田中ミチル
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０７８号
札幌市中央区南22条西10丁目５番１号
破産者　株式会社日本環境循環機構
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７０号
埼玉県志木市上宗岡３丁目18番13号
破産者　丸和食品包装株式会社
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３９号
東京都港区赤坂３丁目８番17号
破産者　株式会社アイエンドアイプランニング
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３７６号
東京都板橋区成増３丁目35番10号
破産者　ワークス・アンド・アソシエイツ株式会社
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８３８号
大阪市住之江区新北島３丁目４番10号
破産者　株式会社キミコーポレーション
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８８５号
大阪府池田市八王寺１丁目２番10号
破産者　有限会社カネマス設備工業
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５００３号
大阪府高槻市梶原中村町657
破産者　原田商事株式会社
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１００号
大阪府松原市大堀５丁目３番２号、商業登記簿上の本店所在地大阪府松原市田井城３丁目２番31号
破産者　株式会社シモノ商会
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
兵庫県宍粟市山崎町庄能379番地１
破産者　有限会社美安
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第５３号
兵庫県淡路市室津1350番地の３
破産者　株式会社小口組
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第８６号
佐賀県唐津市原1022番地１
破産者　株式会社谷口組
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１３６２２号
東京都渋谷区恵比寿南１丁目24番２号
破産者　株式会社エレーム
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４８９号
東京都練馬区富士見台４丁目43番14号
破産者　株式会社アロー防災設備
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４９０号
東京都練馬区富士見台４丁目43番14号
破産者　株式会社アロー
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４９２号
東京都練馬区富士見台４丁目43番14号
破産者　株式会社アロー・マネージメントサポート
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３６１号
東京都港区高輪３丁目25番27号
破産者　株式会社そら
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９３２号
神奈川県藤沢市下土棚1693番地
破産者　有限会社新住宅建設
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９５０号
横浜市鶴見区駒岡３丁目10番２号
破産者　甘糟損害貨物株式会社
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４００号
静岡市葵区新通１丁目３番６号
破産者　株式会社エコーム
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７８号
愛知県豊川市御油町米野21番地１
破産者　有限会社田中工業
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４３０号
京都市南区八条通大宮西入ル八条町416番地
グロリアス八条ビル５Ｆ
破産者　株式会社ユニオン土木設計
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係